令和８年（フ）第３２号
鹿児島県姶良市加治木町錦江町317番地６　サンクレージュ20Ｃ、前住所宮崎県宮崎市大島町馬場尻1880番地19
破産者　村川　純也
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第６６号
鹿児島県姶良郡湧水町木場524番地　上野原住宅１号棟
破産者　清水　裕二
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第７号
函館市中道２丁目６番11号　社会医療法人仁生会　西堀病院、住民票上の住所函館市梁川町12番16号
破産者　河野　榮一
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１９７号
函館市湯川町３丁目12番15号　ナーシングホームレラ湯の川
破産者　伊藤　　忍
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第５７号
北海道北見市中央三輪３丁目530番地54
破産者　冨樫　　学
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第１１３号
秋田市泉中央三丁目12番18号　ブルージュ九番館102、旧住所青森県十和田市西十六番町18番10号
破産者　久保　寿信
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１９号
秋田市桜一丁目９番10号　ルミナスＫ　103
破産者　星野　知美
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１３号
秋田県にかほ市平沢字家妻３番地１
破産者　佐藤　　玲
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

令和７年（フ）第３３４号
茨城県土浦市右籾2427番地３
破産者　仲村　勝宏
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第３３５号
茨城県土浦市右籾2427番地３
破産者　仲村　富巳子
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１７４号
茨城県つくば市花畑２丁目１番地４　ツインウッドスクエアＢ棟205号
破産者　稲葉　景美（旧姓加藤）
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第２９７１号
横浜市南区大岡３丁目４番26号
破産者　秋元　　仁
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０号
新潟県佐渡市市野沢196番地２
破産者　大水　雄司
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部破産再生係

令和８年（フ）第１０５号
富山県射水市小島1148番地３
破産者　泉崎　修吾
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第１９４号
静岡県裾野市公文名387番地の25、前住所静岡県駿東郡長泉町上土狩343番地の４　サンハイツ秋山Ｂ棟101号
破産者　髙橋　明里（旧姓大橋、眞野）
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２０４号
静岡県沼津市下香貫馬場514番地の１　ブリーゼ101号
破産者　永野　隼都
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２４９号
静岡県駿東郡長泉町下土狩563番地の１
破産者　仁杉　賢一
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第７２号
静岡県磐田市福田中島1199番地１　エバーグリーン112
破産者　島田　益秀
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３４０号
兵庫県尼崎市南塚口町７丁目３番16号　ダイドーメゾン塚口Ⅲ　407、前住所兵庫県尼崎市大島１丁目６番１―301号
破産者　中村　一行
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係